

## 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定

国際港都建設計画横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

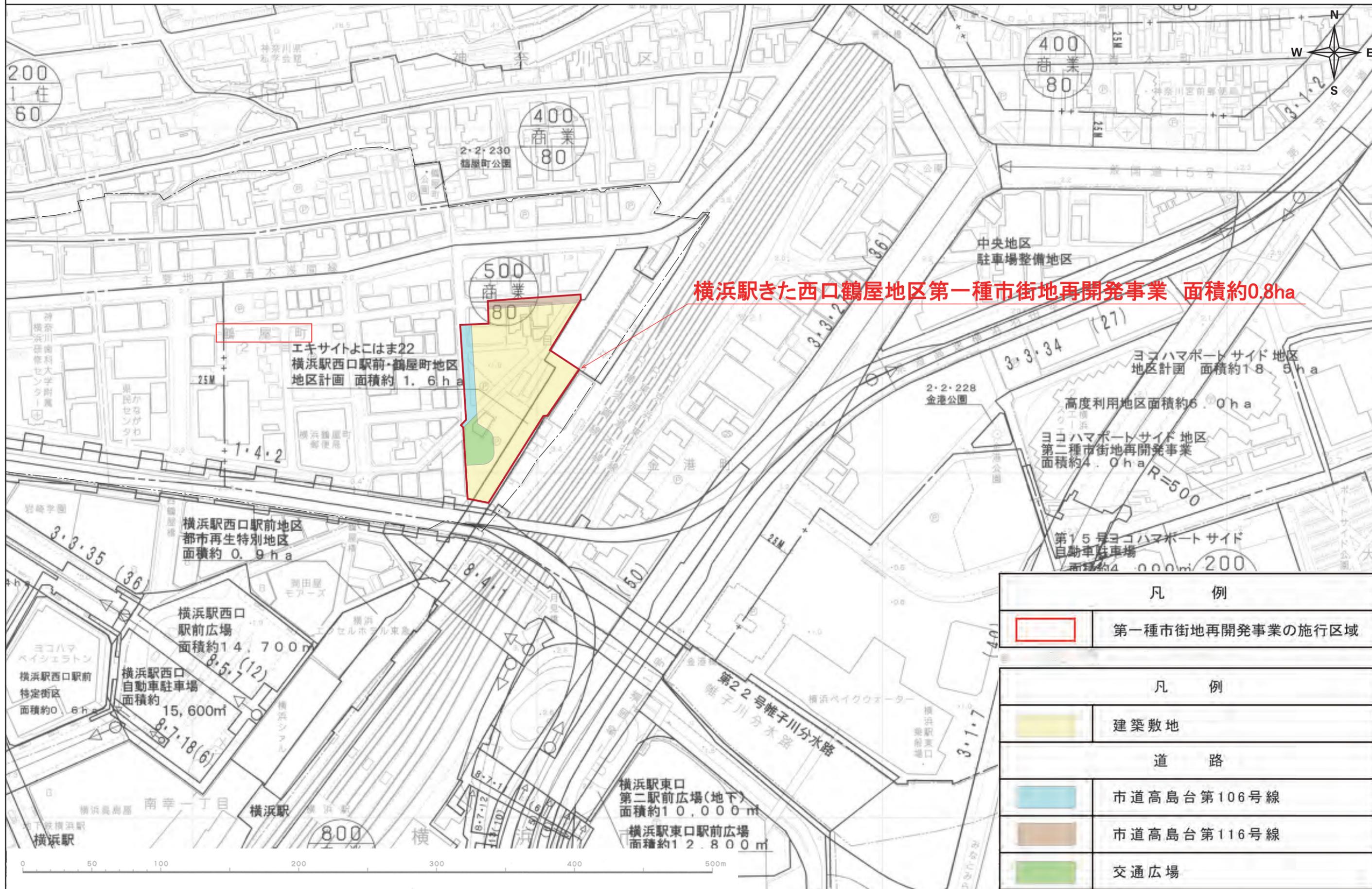
名称	横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業				
面積	約0.8ha				
公共施設の配置及び規模	種別	名称	幅員	延長	備考
	区画街路	市道高島台第106号線	8.0m	約70m	施行区域外を含む全幅員は12.0m
	区画街路	市道高島台第116号線	6.0m	約70m	施行区域外を含む全幅員は9.0m
	神奈川県鶴屋町地内に、交通広場（面積約580㎡）を整備する。				
建築物の整備に関する計画	建築物		敷地面積に対する		主要用途
	建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合	
	約5,000㎡	約80,000㎡ (容積対象面積約55,000㎡)	約7.5/10	約85/10	共同住宅、ホテル、商業施設、駐車場等
	備考 都市再生特別地区の制限の内容	容積率の最高限度		68/10	
		容積率の最低限度		40/10	
		建ぺい率の最高限度		7.5/10	
		建築物の建築面積の最低限度		500㎡	
		高さの最高限度		都市再生特別地区に示す区域アは180m、区域イは45m、区域ウは31m	
壁面の位置の制限		有			
画備建に築敷す地の計整	建築敷地面積	整備計画			
	約6,700㎡	道路に沿って壁面後退を行い、良好な空地を確保する。			

「施行区域及び公共施設の配置は、計画図表示のとおり」

## 理由

横浜駅きた西口鶴屋地区において、横浜都心・臨海地域のまちづくりを積極的に推進し、横浜駅周辺地区の更なる国際競争力の強化を図り、また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、本案のとおり第一種市街地再開発事業を決定する。

横浜国際港都建設計画 第一種市街地再開発事業の決定  
 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 計画図



横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 面積約0.8ha

凡 例	
	第一種市街地再開発事業の施行区域
凡 例	
	建築敷地
道 路	
	市道高島台第106号線
	市道高島台第116号線
	交通広場